

樣式第十一號（第一十四條關係）（令一農水令八三・全改）

写 真	第 号 年 月 日 發行	官 氏 名 職 生 年 月 日
指定種苗検査職員 の身分証明書		

種苗法(抄)

(指定種苗の収取) 第六十二条 農林水産大臣は、その種苗にて種苗業者による検査のために必要な数量の

指定種苗を収取されたに該当するたゞ一時猶によりその料金を支払わなければ  
されない。

2 前項の場合において種苗業者の要求があったときは、その職員が、その身分を示す  
す証明書を提示しなければならない。

(虚偽種苗等の罪)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 正当な理由がないのに第六十二条第一項又は第六十三条第一項の収取を拒み  
妨げ、又は監視した者
- 三 (略)

種苗法施行令(抄)

(都道府県の処理手続の事務)

第六条(略)

2 法第六十二条及び第六十三条に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、  
大麦、はだか米、小麦及び大豆の種苗に係るのは、都道府県知事が行つてとすると、種  
ただし、種苗の流通の適正化を図るために特に必要があると認めるときは、農林水産大臣  
が自らその権限に属する事務(広報種苗業者に関するものに限る)を行つてとるべきな  
い。

- 3 · 4 (略)

(備考) 中央点線の所から二つ折りとすること。